

## 第4章 教育・訓練

### ○大雪消防組合消防職員教育訓練規則

〔平成11年7月27日  
規則第3号〕

改正 平成19年2月26日規則第7号 平成23年3月30日規則第4号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 学校教育（第4条—第10条の2）
- 第3章 一般教養（第11条—第16条）
- 第4章 訓練（第17条—第20条）
- 第5章 補則（第21条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

**第1条** この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定により、大雪消防組合消防職員（以下「職員」という。）の教育訓練について必要な事項を定めることを目的とする。

###### （定義）

**第2条** この規則において「教育訓練」とは、職員が社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応し、住民が期待する消防力の確保に必要な知識及び技能の効率的かつ効果的な習得を図り、もって公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、その資質を高めることを目的として行うものをいう。

###### （分類）

**第3条** 教育訓練は、学校教育、一般教養及び訓練とする。

##### 第2章 学校教育

###### （実施）

**第4条** 学校教育は、次に掲げる機関にそれぞれ委託して行うものとする。

- （1）北海道消防学校（以下「消防学校」という。）
- （2）総務省消防庁消防学校（以下「消防大学校」という。）
- （3）その他消防長が必要と認めた教育機関

###### （種別）

**第5条** 消防学校における学校教育は、初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 消防大学校における学校教育は、総合教育、専科教育及び実務講習とする。

###### （初任教育）

**第6条** 消防学校における初任教育とは、新たに採用した全ての消防吏員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

（専科教育）

**第7条** 消防学校における専科教育とは、現任の職員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

2 消防大学校における専科教育とは、消防司令補以上の階級にある職員に対して行う消防行政を担うために必要な高度の専門知識及び技術の習得を目的とする専門的教育訓練をいう。

3 前項の規定は、消防士長の階級にある職員で、その階級にあった期間が2年以上のものに準用する。

（幹部教育）

**第8条** 消防学校における幹部教育とは、幹部及び幹部昇進予定の職員に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

2 幹部とは、主として消防司令補以上の階級にある職員をいう。

（特別教育）

**第9条** 消防学校における特別教育とは、第6条から前条までに掲げる教育訓練以外のもので、現任の職員に対して行う特別の目的のための教育訓練をいう。

（総合教育）

**第10条** 消防大学校における総合教育とは、消防司令補以上の階級にある職員で、上級幹部及び上級幹部昇進予定の職員に対して、消防に関する高度な知識及び技術を総合的に習得させ、職員の資質の向上と人材の養成のために行う教育訓練をいう。

（実務講習）

**第10条の2** 消防大学校における実務講習とは、専門的教育を必要とするための職員に対して行う、その業務に必要な知識及び能力を習得させるための教育訓練をいう。

### 第3章 一般教養

（種別）

**第11条** 一般教養は、実務教養及び特別教養とする。

（実務教養）

**第12条** 実務教養とは、現任の職員に対して消防署長（以下「署長」という。）が日常の実務を通じ、学科と相関連して行う教育訓練をいう。

（特別教養）

**第13条** 特別教養とは、現任の職員に対して、消防長又は署長が職務上特に必要とする場合に、外部講師を招へいし、外部の講習、消防学校若しくは消防大学校の機関に委託し、又はその他の方法により行う教育訓練をいう。

（一般教養年次計画等）

**第14条** 消防長は、別表第1の一般教養の基準により、毎年3月25日までに翌年度の一般教養年次計画（別記様式第1号）を定めて署長に通知するものとする。

2 署長は、前項の一般教養年次計画に基づき、毎月25日までに翌月の一般教養計画（別記様式第2号）を定めて消防長に報告するものとする。

（教養実施者）

**第14条の2** 署長は、一般教養を実施するために、職員のうちから教養実施者を委嘱するものとする。

## 第4編 人事（大雪消防組合消防職員教育訓練規則）

（実施）

**第15条** 教養実施者は、第14条第2項の一般教養計画により2時間以上所属職員を教養しなければならない。

2 署長又は教養実施者から、教養に関して委嘱又は特命を受けた職員は、別に計画を定め、所属職員を教養しなければならない。

（報告）

**第16条** 教養実施者は、一般教養（訓練）実施記録書（別記様式第3号）に記載し、署長を経て、消防長に報告しなければならない。

### 第4章 訓練

（種別）

**第17条** 訓練は、一般訓練及び特別訓練とする。

（一般訓練）

**第18条** 一般訓練とは、現任の職員に対して、署長が日常の勤務において、必要に応じて行うものをいう。

（特別訓練）

**第19条** 特別訓練とは、現任の職員に対して、消防長又は署長が必要と判断した場合に、別表第2の特別訓練区分により行うものをいう。

（実施）

**第20条** 前2条に規定する訓練を行う場合は、第15条の規定を準用するものとする。

2 前項の規定に基づく訓練を行った場合は、第16条の規定を準用するとともに、個人別訓練実施記録表（別記様式第4号）に記載するものとする。

### 第5章 補則

（委任）

**第21条** この規則に定めるもののほか、職員の教育訓練に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

**附 則**（平成19年2月26日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月30日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

第4編 人事（大雪消防組合消防職員教育訓練規則）

別表第1（第14条、第15条関係）

一 般 教 養 の 基 準

科 目	内 容
訓 育	職責の自覚 人格の向上 情操 社会常識
基 礎 法 学	法学通論 憲法 地方自治法 地方公務員法
実 務 法 令 等	消防組織法 消防法 水防法 災害対策基本法 災害救助法 交通法規 美瑛町、東川町及び東神楽町の地域防災計画 その他関係法令
火 災 予 防	予防概念 予防査察 原因調査 危険物
物 象	物理 科学 危険物 爆薬
水 力 学	消防水利力学一般
気 象 学	気象法規 気象一般
建 築 学	建築関係法規 建築物の構造
電 気 学	電気関係法規 電気理論 電気と火災
消 防 機 械	消防機械の構造とその作用 通信技術とその運用
救 急 学	基礎救急 救命救急 予防衛生
勤 務 要 綱	一般勤務 服務規律 安全管理
消 防 戦 術 訓 練	事前準備 火災覚知 出動 水利部署 木造火災防ぎょ法 油火災防ぎょ法 高層建物火災防ぎょ法 大火災時の防ぎょ法 消防計画 状況判断 部隊運用 現場指揮
消 防 操 法 訓 練	自動車ポンプ操法 小型動力ポンプ操法 ロープ結索法 梯子操法 消防用救助器具操法
実 務 訓 練	出動訓練 部署揚水訓練 車両操縦訓練 救助訓練 救急訓練 登はん訓練
訓 練 ・ 礼 式	各個訓練 部隊訓練 礼式 点検
体 育	基本体操 応用体操 器械体操

第4編 人事（大雪消防組合消防職員教育訓練規則）

別表第2（第19条関係）

特 別 訓 練 区 分

項 目	号	実 施 内 容
警 防 訓 練	1	機械器具取扱訓練
	2	着 装 ・ 出 動 ・ 放 水 訓 練
	3	特殊火災防ぎょ訓練
	4	建築物防ぎょ訓練（木造・防火・耐火・高層）
	5	山林火災防ぎょ訓練
	6	危険物火災防ぎょ訓練
	7	水防工法訓練
	8	火山噴火対策訓練
	9	<u>その他実施者が必要とする訓練</u>
救 急 訓 練	1	観察法・気道確保訓練
	2	人工呼吸・心肺そ生法訓練
	3	酸素吸入法・吸引器取扱訓練
	4	止血法・被覆と包帯法訓練
	5	副子固定法・体位管理法訓練
	6	保温・搬送・機械器具取扱い訓練
	7	妊婦の取扱い訓練
	8	その他実施者が必要とする訓練
救 助 訓 練	1	救助体育・体力増進訓練
	2	基本・応用訓練
	3	結索・救出・脱出訓練
	4	水難救助訓練
	5	高層・地階からの救出・脱出訓練
	6	機械器具取扱い訓練
	7	その他実施者が必要とする訓練
山 岳 救 助 訓 練	1	山岳登はん訓練
	2	器具資材取扱い訓練
	3	山岳野営訓練
	4	捜索救出搬送訓練
	5	その他実施者が必要とする訓練
雪 中 訓 練	1	耐寒訓練
	2	スノーボードによる搬送訓練
	3	冬山登はん訓練
	4	冬山野営訓練
	5	その他実施者が必要とする訓練
車 両 操 縦 訓 練	1	普通車両操縦訓練
	2	大型車両操縦訓練
	3	超大型車両操縦訓練
	4	特殊車両操縦訓練
	5	その他実施者が必要とする訓練



第4編 人事（大雪消防組合消防職員教育訓練規則）

別記様式第3号（第16条関係）

一般教養（訓練）実施記録書

決 裁	消防長	次 長	課 長	署 長	管理官	次 席	係 長	係	合 議
実 施 年 月 日	年 月 日				実 施 場 所				
一般教養（訓練） 種 別					所 要 時 間	時 間 分			
実 施 者 氏 名					対 象 者 （ 人 員 ）	人			
実 施 内 容									
使 用 資 機 材									
備 考									

